

2-（2）事業所内での安全に関するQC活動の定期的な実施

【申請案内 P.42～43】

問1. QC活動を2023年6月から2024年6月に行った。結果のとりまとめの時期は、過去3年間（2023年7月2日～2026年7月1日）の期間に含まれているが、活動を開始した2023年6月は、過去3年間の期間に含まれていません。この場合は、評価の対象とはならないか。

答1. 対象となります。「結果のとりまとめ」を行った日が、過去3年間の期間内であれば評価の対象とします。

「テーマの策定」から「結果のとりまとめ」まで取組が一巡していることが分かる資料を提出してください。

問2. 小グループによる安全活動とは、どのようなものを指すのか。

答2. 小グループにより行った交通事故防止に関する取り組みを評価の対象とします。活動の「実施年月日」、「テーマ」、「グループのメンバー」、「活動の結果」（話し合いの結果など）がわかる資料を提出してください。

※交通事故防止をテーマに行うグループワークなどを想定し、対象としています。

問3. 長い期間での実施でなく、1日で完結した安全活動でも対象となるか。

答3. 資料にて、「実施年月日」「テーマ」、「メンバー」、「活動結果」が確認でき、交通事故防止に係る内容が含まれていると判断できた場合は加点の対象とします。

なお実際の資料から上記の内容が確認できない場合は加点の対象となりません。

問4. 安全対策会議の中で安全活動を行っているため、会議の議事概要に活動報告の内容が含まれている。この場合は加点の対象となるか。

答4. 定期的な安全対策会議の実施については、グループ2-（1）で評価します。ただし、当該資料の中にQC活動や小グループでの安全活動の内容が含まれていると明確に判断できる場合は、加点の対象となる場合があります。

なお、他項目で全く同一の書類の添付があった場合は、どちらかの項目しか加点となりません。